

食品表示法が できました

正しく知って
正しく表示
安心・安全
京の食



平成32年3月31日※までに新しい基準に基づく表示に切り替えましょう！

※ 経過措置期間中は旧基準による表示も認められますが、旧基準と新基準の表示方法が混在することは原則認められません

食品表示法 とは

平成27年4月1日、**JAS法**、**食品衛生法**及び**健康増進法**の3つの法律の食品の表示に係る規定が一元化され、「**食品表示法**」が施行されました。

これまでの食品表示制度からの新規・変更点

変更点
1

アレルギーの表示方法

食品に含まれる特定原材料は全て表示します

特定原材料（7品目）

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

（平成28年8月現在）

（1）「特定加工食品」、「拡大表記」の表示方法の廃止

①**特定加工食品**…表記に特定原材料等を含まないが一般的にアレルギーを含むことが予測できると考えられてきた食品

【例】オムレツ…卵、うどん…小麦、等

②**拡大表記**…特定加工食品の表記を含むことでアレルギーを含むことが予測できると考えられてきた食品

【例】からしマヨネーズ…卵、ロールパン…小麦、等

新基準では、「オムレツ（卵を含む）」、「ロールパン（小麦を含む）」等と表示する必要があります。

（2）一括表示、個別表示のどちらかで表示します。

一括表示をする場合、全てのアレルギーを原材料名欄の最後に表示します。

（一括表示の一例）

原材料名	●●、▲▲（一部に卵・小麦・そばを含む）
------	----------------------

（個別表示の一例）

原材料名	●●（卵・小麦を含む）、▲▲（そばを含む）
------	-----------------------

- ・ 特定原材料等を2つ以上含んでいる場合は、「・」でつなぐ
- ・ 一括表示の場合、「（一部に○○を含む）」と表示する
- ・ 添加物の場合、「（○○由来）」と表示する

変更点
2

原材料名の表示方法

原材料と添加物を明確に区分して表示します。

（表示の一例）

原材料名	いちご、砂糖
添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

このほか、添加物の項目を設けず、原材料名欄に記号（スラッシュ【/】など）で区別したり、改行して表示したりする方法があります。

変更点
3

製造所固有記号の使用方法

同一製品を2以上の製造所で製造する場合のみ製造所固有記号を使用することができます。

販売者 株式会社○○+AB
京都府□□市…
製造者の情報は下記にお問い合わせください
TEL xxx-xxx-xxxx

固有記号の前に「+」を記載

製造所等の情報提供が必要

変更点
4

栄養成分表示の義務化、ナトリウムの表示方法

原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物に栄養成分を表示します。

栄養成分表示 1袋あたり	
熱量	○○kcal
たんぱく質	○○g
脂質	○○g
炭水化物	○○g
食塩相当量	○○g

ナトリウムの量は、消費者にわかりやすい「**食塩相当量**」で表示します。

変更点 5

栄養強調表示の方法

- (1) 低減された旨の表示（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示（たんぱく質及び食物繊維）には、基準値以上の絶対差に加え、**新たに25%以上の相対差が必要**となります。
- (2) 強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類）には、**強化された旨の基準値以上の絶対差が必要**となります。
- (3) 糖類無添加、ナトリウム塩無添加に関する強調表示は、一定の要件を満たす必要があります。

変更点 6

栄養機能食品のルールの変更

- (1) 栄養成分の機能が表示できるものとして、**新たにn-3系脂肪酸、ビタミンK及びカリウムが追加**されました。
- (2) **鶏卵以外の生鮮食品**も栄養機能食品の基準の適用対象となりました。
- (3) 表示事項の追加・変更がありました。

変更点 7

表示可能面積が小さい食品の表示方法

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、表示責任者、アレルギー及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨の表示は省略不可になりました。

変更点 8

販売される添加物の表示方法

一般消費者向けの添加物には、新たに**内容量、表示責任者の氏名又は名称及び住所**の表示が必要です。
業務用の添加物には、新たに**表示責任者の氏名又は名称及び住所**の表示が必要です。

変更点 9

加工食品と生鮮食品の区分の統一

これまでJAS法と食品衛生法で異なっていた食品の区分について、**JAS法の考え方に基づく区分に統一・整理**されました。

軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味料等により簡単な加工等を施したもの（例：ドライマンゴー）についても、食品表示法では「**加工食品**」として整理されました。

→ 新たに**アレルギー、製造所等**の所在地等の表示が必要

新規

新たな機能性表示制度の創設

特定の保健の目的が期待できるという食品の機能性を表示することができる「**機能性表示食品**」の制度ができました。

機能性表示食品は、**事業者の責任**において表示を行うもので、特定保健用食品（トクホ）とは異なり消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

食品表示法問い合わせ窓口

● 京都府（京都市を除く）の事業者の方

※京都市の事業者の方は、京都市まで御連絡ください。京都府（京都市を除く）の事業者の方は、食品表示責任者又は製造者の所在地に応じて、下記の窓口までお問い合わせください。表示事項によってお問い合わせ先が異なる場合がありますので御注意ください。

（品質事項）名称、原産地、原材料等

（衛生事項）アレルギー、添加物、
期限表示、製造者等

（保健事項）栄養成分表示等

広域振興局農林商工部企画調整室

山城広域振興局：0774-21-3211

南丹広域振興局：0771-22-0133

中丹広域振興局：0773-62-2508

丹後広域振興局：0772-62-4315

農林水産部農政課

〒602-8570（住所不要）

京都府 農政課

TEL:075-414-4970 FAX:075-414-4939

メール：nosei@pref.kyoto.lg.jp

HP：「**京都府 食品表示 窓口**」で検索

http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/hyoudo/shokuhinhyoudo_soudanmadoguchi.html

保健所環境衛生（衛生）室

乙訓保健所：075-933-1241

山城北保健所：0774-21-2912

山城南保健所：0774-72-4302

南丹保健所：0771-62-4754

中丹西保健所：0773-22-6382

中丹東保健所：0773-75-1156

丹後保健所：0772-62-1361

健康福祉部生活衛生課

〒602-8570（住所不要）

京都府 生活衛生課

TEL：075-414-4773 FAX:075-414-4780

メール：seikatsu@pref.kyoto.lg.jp

保健所保健室

乙訓保健所：075-933-1153

山城北保健所：0774-21-2192

山城南保健所：0774-72-0981

南丹保健所：0771-62-4753

中丹西保健所：0773-22-6381

中丹東保健所：0773-75-0806

丹後保健所：0772-62-4312

健康福祉部健康対策課

〒602-8570（住所不要）

京都府 健康対策課

TEL：075-414-4724 FAX:075-431-3970

メール：kentai@pref.kyoto.lg.jp

食品表示法の全般的な内容
（機能性表示食品を含む）

消費者庁食品表示企画課 03-3507-8800（代表）

<http://www.caa.go.jp/foods/>

※京都府以外の事業者の方は、最寄りの各都道府県又は指定都市等のほか、国の機関まで御連絡ください。

平成28年8月発行(令和元年6月再) 京都府農林水産部農政課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話 075-414-4970